

# 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の概要について

総務省大臣官房総務課  
特別基金事業推進室

## 1. 趣旨

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号）の施行に伴い、関係政令の規定の改正を行うとともに、解散手続等に関する所要の規定を整備を行うもの。

## 2. 政令の概要

- (1) 関係政令について所要の改正を行うこと。（第1条から第8条まで関係）
- (2) 独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならないものとする。（第9条関係）
- (3) 総務大臣が基金の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績について評価を受ける場合については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定を準用するものとする。（第10条関係）
- (4) 基金の中期目標期間は基金の解散の日の前日に終わることとともに、中期目標期間における業務の実績について総務大臣が評価を受けることとし、その場合について独立行政法人通則法の規定を準用するものとする。（第11条関係）
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の準用に関する経過措置等について定めること。（第12条から第16条まで関係）